

重要事項説明書

〈指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護〉

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定小規模多機能型居宅介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、地域密着型サービスに係る各市町村条例の規定に基づき、（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社ホテル菊
代表者氏名	藤坂秀則
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	阿南市那賀川町原 350 番地 (電話) 0884-42-1186 (FAX) 0884-42-2737
法人設立年月日	2012年12月21日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	小規模多機能型居宅介護ホームいちご
介護保険指定事業所番号	3960400035
事業所所在地 (連絡先及び電話番号等)	阿南市那賀川町西原 248 番地 (電話) 0884-42-3923 (FAX) 0884-42-3944

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的 及び運営の方針	利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況・希望・置かれている環境を踏まえ、通いサービス・訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、利用者がその有する能力に応じてその居宅において自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供することを目的とする。
------------------	---

(3) 事業所の職員体制

管 理 者	岡崎 あゆみ
-------	--------

職	職務内容	人員数
管理者	1 事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。 2 法令等において規定されている（介護予防）小規模多機能型居宅介護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤 1名 専従
介護支援専門員	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	常勤 1名 専従
介護従業者	1 利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。	准看護師 1名 常勤 0名 非常勤 1名 介護職 13名 常勤 6名 非常勤 7名

(4) 営業日、営業時間及び実施地域

営業日	365日
① 通いサービス提供時間	基本時間 8時30分～17時30分
② 宿泊サービス提供時間	基本時間 17時30分～翌日8時30分
③ 訪問サービス提供時間	24時間
通常の事業の実施地域	阿南市全域

(5) 登録定員及び利用定員

登録定員	29名
通いサービス利用定員	16名
宿泊サービス利用定員	9名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
(介 護 予 防) 小規模多機能型居宅介護 計画の作成	<p>1 サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成します。</p> <p>2 利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。</p> <p>3 計画を作成した際には、当該（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付します。</p> <p>4 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。</p>
相談・援助等	1 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	<p>1 移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。</p> <p>2 排せつの介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。</p> <p>3 見守り等 利用者の安否確認等を行います。</p>
	1 血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。
	<p>1 日常生活動作を通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。</p> <p>2 レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。</p>
	1 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	<p>1 食事の提供及び、食事の介助を行います。</p> <p>2 食事は食堂で摂っていただくよう配慮します。</p> <p>3 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。</p>

	送迎サービス	1 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所や必要機関までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
訪問サービスに関する内容	身体の介護	1 排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。 2 食事介助 食事の介助を行います。 3 清拭等 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。 4 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。
	生活介助	1 買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 2 調理 利用者の食事の介助を行います。 3 住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 4 洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。
	その他	1 利用者の安否確認等を行います。

(2) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為とみなされるもの

(3) 介護保険給付サービス利用料金

«小規模多機能型居宅介護費»

事業所区分・要介護度		サービス提供時間	基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
同一建物以外	要介護 1	10,458	104,580 円	10,458 円	20,916 円	31,374 円	
	要介護 2	15,370	153,700 円	15,370 円	30,740 円	46,110 円	
	要介護 3	22,359	22,3590 円	22,359 円	44,718 円	67,077 円	
	要介護 4	24,677	246,770 円	24,677 円	49,354 円	74,031 円	
	要介護 5	27,209	272,090 円	27,209 円	54,418 円	81,627 円	

事業所区分・要介護度		サービス提供時間	基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
短期利用	要介護 1	572	5,720 円	572 円	1,144 円	1,716 円	
	要介護 2	640	6,400 円	640 円	1,280 円	1,920 円	
	要介護 3	709	7,090 円	709 円	1,418 円	2,127 円	
	要介護 4	777	7,770 円	777 円	1,554 円	2,331 円	
	要介護 5	843	8,430 円	843 円	1,686 円	2,529 円	

«介護予防小規模多機能型居宅介護費»

事業所区分・要介護度		サービス提供時間	基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
同一建物以外	要支援 1	3,450	34,500 円	3,450 円	6,900 円	10,350 円	
	要支援 2	6,972	69,720 円	6,972 円	13,944 円	20,916 円	

事業所区分・要介護度		サービス提供時間	基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
利 短 用 期	要支援 1	424	4,240 円	424 円	848 円	1,272 円	
	要支援 2	531	5,310 円	531 円	1,062 円	1,593 円	

- ※ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。
- ※ 登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。
- ※ 登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。
- ※ 小規模多機能型居宅介護費（同一建物・同一建物以外）について、指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者 1 人当たり平均回数が、週 4 回に満たない場合には、70/100 に相当する単位数を算定します。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加 算	基本 単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	300 円	30 円	60 円	90 円	1日につき
認知症加算(Ⅲ)★	890	8,900 円	890 円	1,780 円	2,670 円	1月につき
認知症加算(Ⅳ)★	760	7600	760	1520	2280	1月につき
訪問体制強化加算★	64	640 円	64 円	128 円	192 円	1日につき

- ※ ★については、介護予防小規模多機能型居宅介護での算定はできません。
- ※ 初期加算は、当事業所に登録した日から 30 日以内の期間について算定します。
- ※ 訪問体制強化加算は、登録者の居宅における生活を継続するための指定小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合に算定します。
- ※ 地域区分別の単価（6 級地 10.33 円）を含んでいます。
- ※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

(5) その他の費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

① 送迎費	次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は徴収しない。
② 交通費	次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う訪問サービスに係る交通費は徴収しない。
③ 食事の提供に要する費用	朝食 400 円 おやつ 50 円 昼食 450 円 夕食 500 円
④ 宿泊に要する費用	1,300 円
⑤ おむつ代	実費
⑥ その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適用と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの

4 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険適用の場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
--------------------------------------	---

<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険適用の場合）、他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の△日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い</p> <p>イ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。 (医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)</p>
--	--

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及び他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) サービス提供は「(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画」に基づいて行います。なお、「(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- (4) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者的心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

6 衛生管理等

- (1)利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2)食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

7 緊急時の対応方法について

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】	医療機関名 宮本病院 所在地 阿南市羽ノ浦町古庄古野神4番地14 電話番号 0884-44-4343 FAX番号 0884-44-6504 受付時間 9:00～18:00 診療科 内科・外科・整形外科・胃腸科・肛門科他
【協力歯科医院】	医療機関名 山本歯科医院 所在地 小松島市松島町13番地32 氏名 山本 修 電話番号 0885-32-0084
【協力介護施設】	施設名 健祥会バイエルン 所在地 阿南市那賀川町刈屋289 電話番号 0884-21-2420 FAX番号 0884-21-2431

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 保健福祉部 介護保険課	所在地 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話番号 0884-22-1793 FAX番号 0884-22-4090 受付時間 9:00～17:15
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 小規模多機能型居宅介護ホームいちご 所在地 阿南市那賀川町西原248番地 電話番号 0884-42-3923 担当介護支援専門員 石橋稔之

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償責任保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
	保険名	介護社会福祉施設・賠償特約
	補償の概要	介護事業に関する賠償
自動車保険	保険会社名	西日本自動車共済協同組合
	保険名	自動車共済・普通共済
	補償の概要	対人賠償・人身賠償

9 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 青木 稔 ）
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 7月・12月）

10 サービス提供に関する相談、苦情について

（1）苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- 責任者 代表取締役 藤坂秀則
- 窓口 管理者 岡崎あゆみ
- 第三者 阿南北部第一高齢者お世話センター

苦情発生時にはホームいちごの運営推進委員や地区の高齢者お世話センターに報告し、利用者・家族に説明し、その内容を記録・保存し、阿南市の担当者に指導や助言を受け処理する。

（2）苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	事業所名 小規模多機能型居宅介護ホームいちご 所在地 阿南市那賀川町西原 248 番地 電話番号 0884-42-3923 担当介護支援専門員 石橋稔之
【市町村（保険者）窓口】 保健福祉部 介護保険課	所在地 徳島県阿南市富岡町トノ町 12 番地 3 電話番号 0884-22-1793 FAX番号 0884-22-4090 受付時間 9:00～17:15（土日祝は休み）

【公的団体の窓口】 徳島県国民健康保険団体連合会	所 在 地 徳島県徳島市川内町平石若松 78-1 電話番号 088-666-0111 受付時間 9:00～17:00 (土日祝は休み)
---	--

11 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービス内容や課題等について、第三者の観点からの評価について。

(実施の有無)	無
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

12 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、事業所内玄関に文書にて掲示。
またホームページにおいても公開しています。

13 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をも

	<p>って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。</p> <p>(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>
--	---

14 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	岡崎 あゆみ（管理者）
--------------------	-------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図る

ための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

18 サービス提供の記録

- ① 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

19 重要事項説明の年月日

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-------

上記内容について、「指定地域密着型サービスに係る各市町村の条例」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所 在 地	阿南市那賀川町原350番地1
	法 人 名	(有) ホテル菊
	代 表 者 名	藤坂 秀則
	事 業 所 名	小規模多機能型居宅介護ホームいちご
	説明者氏名	岡崎 あゆみ

事業者から上記内容についての説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

代理人	住 所	
	氏 名	